

文化芸術振興基本計画[第4期]（案）への意見公募手続きの結果

1. 実施期間

令和6年12月1日（日）～令和7年1月6日（月） 37日間

2. 意見の提出方法

任意の書式に、意見、住所、氏名を記載し、締切日までに直接、または郵送で提出。ファクスまたは市のホームページから電子申請も可。

3. 意見数

27件

4. 内 容

27件すべて同一の意見となりました。内容の要約は、以下のとおりです。

「施策目標3 すべての子どもが文化芸術に親しめる環境をつくる」の「方策3-1 文化芸術の本物の輝きに触れる機会の充実」について、3期計画に記載されていた「美術作品の見方を深めていく美術鑑賞授業等」の一文が削除されている。4期計画期間においても、事業の存続を希望する。

5. 市からの回答

方策3-1以下に記載している内容において、美術鑑賞授業を実施することの達成目的を表現しているため、改めて具体的な事業名を追記することはいたしません。なお、同事業は継続していく考えです。